



# 鳥取県公報

令和2年3月27日（金）  
号外第36号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則（32）（産業人材課）・・・・・・・・5
	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則（33）（県土総務課）・・・・・・・・9
	鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （34）（道路企画課）・・・・・・・・22
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（35）（会計指導課）・・・・・・・・26
	鳥取県物品事務取扱規則及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部を改正する規則 （36）（〃）・・・・・・・・33
	鳥取県会計管理局組織規則の一部を改正する規則（37）（〃）・・・・・・・・40

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

- (1) 民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の訓練生定員の見直しを行う。
- (3) 寄宿舎を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 入校を許可された者の保証人が保証する極度額は、訓練期間全てに係る授業料の額に相当する額とする。
- (2) 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の保育士養成科の訓練生定員を20人（現行 15人）に増員する。
- (3) 訓練生の寄宿について定めた規定を削る等の所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

## ◇鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

- (1) 民法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 建設業法の一部が改正され、監理技術者を補佐する者について定められること等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 請負者が前払金の使用や部分払等によってもなお契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、知事は、特段の理由がある場合を除き、請負者の請負代金債権の譲渡について、承認をしなければならないこととする。
- (2) 請負者が監理技術者の行うべき職務を補佐する者を設置する場合は、この者の氏名を知事に通知しなければならないこととする。
- (3) 知事は、引渡しを受けた工事目的物が契約不適合であるときは、請負者に対し、相当の期間を定めて、その目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完請求又は代金の減額請求をすることができることとする。
- (4) 知事は、工期の延長又は短縮を行うときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数を考慮しなければならないこととする。
- (5) 損害賠償請求に関する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (6) 請負契約の解除に関する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (7) 契約不適合の責任期間に関する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和2年10月1日とする(2)に関する事項を除き、同年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

道路構造令の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき基準に自転車通行帯に係る規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 自転車通行帯及び自転車通行帯を設ける場合の路肩の構造の技術的基準は、次のとおりとする。

- ア 自動車、自転車又は歩行者の交通が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側）に自転車通行帯を設けることとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- イ 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めることとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートルまで縮小することができることとする。
- ウ 路肩の幅員は、自転車通行帯を設ける箇所については、道路の区分ごとに定める値まで縮小することができること。
- エ 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路は、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けないことができること。
- (2) 自転車道を設ける道路は、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

#### ◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

##### 1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。
- (2) 民法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (3) 行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 分任出納員又は会計員の任免の報告を廃止することとする。
- (2) 契約書に記載すべき事項に目的物が契約の内容に適合しないものである場合の担保責任を追加する。
- (3) 出納機関とみなす所属に教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課を加える。
- (4) 次に掲げる会計管理者の事務をそれぞれに定める課の出納員に委任する。
- ア 履行期限を経過した債権の収納に関する事務 総務部税務課
- イ 株式に係る配当金の収納に関する事務 総務部行財政改革局資産活用推進課
- ウ 自動車の賃借料の額が変更されたことに伴う返還金の収納に関する事務 総務部総合事務センター庶務集中課
- エ 県外の宿舎に係る敷金その他の返還金の収納に関する事務 総務部総合事務センター庶務集中課
- オ 鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務 地域づくり推進部文化政策課
- カ ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務 福祉保健部健康医療局健康政策課
- キ 漁業の免許等に係る手数料の収納に関する事務 農林水産部水産振興局水産課
- ク 道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務 県土整備部道路企画課
- ケ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 教育委員会事務局教育総務課
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする(1)及び(5)の一部に関する事項を除き、令和2年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。
- ウ 鳥取県会計管理局等事務決裁規則について、所要の規定の整備を行う。

#### ◇鳥取県物品事務取扱規則及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部を改正する規則

##### 1 規則の改正理由

物品事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

## (1) 鳥取県物品事務取扱規則の一部改正

## ア 取得の請求等

(ア) 物品の取得の請求は、物品請求書により行わなければならないこととされているところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでないこととする。

(イ) 物品の取得の決定は、契約・交付伺書により行わなければならないこととされているところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでないこととする。

イ 寄附物品の受納は、物品寄附申込書及び寄附物品受納伺書により行わなければならないこととされているところ、知事が別に定める場合はこの限りでないこととする。

## ウ 貸付け及び返還の手続

(ア) 物品の貸付けは、物品借受申込書及び物品貸付伺書により行わなければならないところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでないこととする。

(イ) 物品の貸付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないこととされているところ、保証人を立てることにより難しい場合として知事が別に定めるときはこの限りでないこととする。

## エ 物品の修繕又は改造の請求等

(ア) 物品の修繕又は改造の請求は、物品修繕（改造）請求書により行わなければならないこととされているところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでないこととする。

(イ) 物品の修繕又は改造の決定は、契約・交付伺書により行わなければならないこととされているところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでないこととする。

オ 借受物品の受納は、借受物品受入調書により、借受物品の返還は、借受物品返還調書により行わなければならないところ、これにより難しい場合として知事が別に定める場合はこの限りでないこととする。

カ 出納機関の長は、知事の承認を要することなく、物品を交換、譲与又は減額譲渡できることとする。

キ 所属長は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、翌年度の5月10日までに会計管理者に報告しなければならないこととする。

ク その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正

ア 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上の物品の不用の決定等については、会計指導課長（現行 会計管理者）が専決することとする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。

イ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県会計管理局組織規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 会計指導課の所掌事務について定めた規定中引用する地方自治法の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第32号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 (以下「倉吉校」という。)	普通職業訓練	普通課程	ものづくり情報技術科	40人	2年	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 (以下「倉吉校」という。)	普通職業訓練	普通課程	ものづくり情報技術科	40人	2年
			土木システム科	10人	1年				土木システム科	10人	1年
			木造建築科	10人	1年				木造建築科	10人	1年
			介護福祉士養成科	40人	2年				介護福祉士養成科	40人	2年
			保育士養成科	<u>20人</u>	2年				保育士養成科	<u>15人</u>	2年
			栄養士養成科	10人	2年				栄養士養成科	10人	2年
			略	略					略	略	
2 略						2 略					
(入校手続) 第9条 入校を許可された者は、所長の指定する期日までに次に掲げる書類を所長に提出しなければならない。						(入校手続) 第9条 入校を許可された者は、所長の指定する期日までに次に掲げる書類を所長に提出しなければならない。					
(1) <u>次に掲げる者</u> にあっては、それぞれに定める						(1) <u>保証人が連署した誓約書</u> (短期課程の普通職					

書類

ア 条例第8条第1項の規定により授業料を徴収する者 保証人が連署した様式第2号による誓約書

イ 短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者であって、所長が別に定める未成年者 保証人が連署した様式第3号による誓約書

(2) 略

(3) その他所長が指定する書類

2 前項第1号ア及びイの保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 第1項第1号アの保証人は、入校を許可された者について在校中に生じた一切の債務（訓練期間全てに係る授業料の額に相当する額を極度額とする。）について保証するものとする。

4 第1項第1号イの保証人は、訓練生が条例、この規則その他のセンターの管理に関し定められた規程を遵守し、訓練に励むことを保証するものとする。

5 第1項第1号アの保証人に変更があった場合は、新たに保証人となった者が、あらためて誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

6 第1項第1号イの保証人に変更があった場合は、新たに保証人となった者が、あらためて誓約書（様式第5号）を提出しなければならない。

(授業料等の減免)

第14条 略

2 略

3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあつては入校願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあつては誓約書の提出があつたときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。

業訓練を受けるため入校しようとする者にあつては、所長が別に定める未成年者である場合に限る。）（様式第2号）

(2) 略

(3) 入寮願その他の所長が指定する書類

2 前項第1号の保証人は、成年者であつて、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 第1項第1号イの保証人は、入校を許可された者について在校中に生じた一切の債務（訓練期間全てに係る授業料の額に相当する額を極度額とする。）について保証するものとする。

4 第1項第1号イの保証人は、訓練生が条例、この規則その他のセンターの管理に関し定められた規程を遵守し、訓練に励むことを保証するものとする。

5 第1項第1号アの保証人に変更があった場合は、新たに保証人となった者が、あらためて誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

6 第1項第1号イの保証人に変更があった場合は、新たに保証人となった者が、あらためて誓約書（様式第5号）を提出しなければならない。

(授業料等の減免)

第14条 略

2 略

3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあつては入校願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあつては誓約書の提出があつたときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。

(訓練生の寄宿)

第23条 訓練生は、所長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(書類の経由)

第23条 略

(委任)

第24条 略

様式第2号(第9条関係)

<p>収入証紙貼り付け欄 (入校選考手数料を納付する者のみ) (消印しないこと。)</p>
誓 約 書
職氏名 様
私は、貴センター 校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修行することを誓います。
年 月 日
本人 住 所
氏 名 ㊟
上記のとおり誓約を守らせるとともに、 <u>上記の訓練生について貴センターに在学中に生じた一切の債務(極度額 円)</u> を引き受けます。
保証人 住 所
本人との関係
氏 名 ㊟

(注)

氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号(第9条関係)

誓 約 書
職氏名 様
私は、貴センター 校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修行することを誓います。
年 月 日
本人 住 所
氏 名 ㊟
上記のとおり誓約を守らせることを誓います。
保証人 住 所

(書類の経由)

第24条 略

(委任)

第25条 略

様式第2号(第9条関係)

<p>収入証紙貼り付け欄 (入校選考手数料を納付する者のみ) (消印しないこと。)</p>
誓 約 書
職氏名 様
私は、貴センター 校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修行することを誓います。
年 月 日
本人 住 所
氏 名 ㊟
上記のとおり誓約を守らせるとともに、 <u>本人の身上に関する一切の責任</u> を引き受けます。
保証人 住 所
本人との関係
氏 名 ㊟

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 保証人は、短期課程の普通職業訓練を受けるため入校する場合においては、本人が成年者であるときは、記入する必要はありません。

本人との関係

氏 名 ㊟

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第9条関係)

誓 約 書

職 氏名 様

私は、このたび新たに 年度貴センター校 科訓練生 の保証人となりましたので、上記の訓練生に誓約を守らせるとともに、上記の訓練生について貴センターに在学中に生じた一切の債務(極度額 円)を引き受けます。

年 月 日

住 所

本人との関係

氏 名 ㊟

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号(第9条関係)

誓 約 書

職 氏名 様

私は、このたび新たに 年度貴センター校 科訓練生 の保証人となりましたので、本人が貴センターに在学中、上記の訓練生に誓約を守らせることを誓います。

年 月 日

保証人 住 所

本人との関係

氏 名 ㊟

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号(第14条関係) 略

様式第3号(第9条関係)

誓 約 書

職 氏名 様

私は、このたび新たに 年度貴センター校 科訓練生 の保証人となりましたので、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。

年 月 日

住 所

本人との関係

氏 名 ㊟

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第14条関係) 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第33号**

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p>    第1節・第2節 略</p> <p>    第3節 工事の検査及び引渡し（第51条—<u>第58条</u>）</p> <p>    第4節 略</p> <p>    第5節 <u>請負契約の解除及び損害賠償等</u>（第69条—第72条）</p> <p>    第6節・第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（権利義務の譲渡等の禁止）</p> <p>第26条 略</p> <p><u>2 請負者が前払金、部分払その他知事から支払を受けた金銭の使用によってもなお契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、知事は、特段の理由がある場合を除き、請負者の請負代金債権の譲渡について、前項ただし書の承認をしなければならない。</u></p> <p><u>3 請負者は、前項の規定により、第1項ただし書の承認を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第32条 請負者は、工事の着手の日までに、<u>次の各号に掲げる者</u>（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第5号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p>    第1節・第2節 略</p> <p>    第3節 工事の検査及び引渡し（第51条—<u>第58条の2</u>）</p> <p>    第4節 略</p> <p>    第5節 請負契約の解除（第69条—第72条）</p> <p>    第6節・第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（権利義務の譲渡等の禁止）</p> <p>第26条 略</p> <p>第32条 請負者は、工事の着手の日までに、<u>建設業法第26条第1項若しくは第2項に規定する主任技術者若しくは監理技術者又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者</u>（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第5号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>

(1) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）

(2) 建設業法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者

(3) 建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）（監理技術者を置いた場合において、同項ただし書の規定により監理技術者を専任の者としな  
いときに限る。）

(支給材料及び貸与品)

第36条 略

2・3 略

4 請負者は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品に数量、品質又は規格若しくは性能に関し設計図書の内容に適合しないこと（前項の検査で発見することが困難であったものに限る。）があり、これを使用することが適当でないと認めるときは、直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

5～8 略

9 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、知事が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(工期の短縮等)

第42条 略

2 知事は、この規則の規定により工期の延長又は短縮を行うときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数を考慮しなければならない。

3 知事は、第1項の場合において、必要があると認めるときは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金水準又は物価水準等の変動に基づく請負代金の額の変更)

第43条 略

2～5 略

6 前項の協議開始の日については、知事が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない

(支給材料及び貸与品)

第36条 略

2・3 略

4 請負者は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品について前項の検査で発見することが困難であったかしがあり、これを使用することが適当でないと認めるときは、直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

5～8 略

9 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、知事が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(工期の短縮等)

第42条 略

2 知事は、この規則の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 知事は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金水準又は物価水準等の変動に基づく請負代金の額の変更)

第43条 略

2～5 略

6 前項の協議開始の日については、知事が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない

い。ただし、知事が、第1項、第3項又は第4項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、知事に通知することができる。

(完成検査等の費用の負担)

第54条 完成検査に直接必要な費用並びに第52条第3項後段及び第4項後段の規定による原状の回復並びに前条の修補に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、第52条第4項の規定による破壊、分解又は試験（以下「抽出破壊検査」という。）を実施した結果、当該工事目的物が種類又は品質に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）でなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状の回復に直接要する費用は、県の負担とする。

(契約不適合責任)

第58条 知事は、第55条（第56条第2項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定による引渡しを受けた工事目的物が契約不適合であるときは、請負者に対し、相当の期間を定めて、その目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、履行の追完に過分の費用を要するものであるときは、履行の追完を請求することができない。

い。ただし、知事が、第1項、第3項又は前項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、知事に通知することができる。

(完成検査等の費用の負担)

第54条 完成検査に直接必要な費用並びに第52条第3項後段及び第4項後段の規定による原状の回復並びに前条の修補に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、第52条第4項の規定による破壊、分解又は試験（以下「抽出破壊検査」という。）を実施した結果、当該工事目的物にかしがなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状の回復に直接要する費用は、県の負担とする。

(かし担保)

第58条 知事は、第55条（第56条第2項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定による引渡しを受けた工事目的物にかしがあるときは、請負者に対し、相当の期間を定めて、そのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、その損害の賠償を請求することができる。この場合において、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するものであるときは、修補に代え損害の賠償の請求をしなければならない。

2 前項の場合において、知事は、当該かしが第55条の規定による引渡しを受けた際に知ったものであるときは、その引渡しを受けた後直ちにその旨を請負者に通知していなければ、同項の請求をすることができない。ただし、請負者が当該かしがあることを知っていたときは、この限りでない。

3 第1項の請求は、第55条の規定による引渡しを受けた日から、石造り、土造り、れんが造り、コンクリート造り若しくはこれらに類するものによる建物その他の工作物又は地盤のかしにあっては2年以内、その他の工作物又は設備のかしにあっては1年以内にしなければならない。ただし、当該かしが請負者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、同項の請求をすることができる期間は、10年とする。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、工事目的物がかしにより滅失し、又はき損したときは、前項の期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月

<p>2 前項の場合において、請負者は、知事に不相当な負担を課するものではないときは、知事が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、知事が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、知事は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、知事がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により</p>	<p>以内に第1項の請求をしなければならない。</p> <p>5 第1項の規定は、支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じた工事目的物のかしについては、適用しない。ただし、請負者が当該支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図が不相当であることを知りながらこれを知事又は監督員に通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 知事は、請負者がその責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、損害金の支払を請負者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により</p>
--	---

前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき第59条第3項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の任意解除権）

第69条 知事は、工事が完成するまでの間は、次条又

前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、第58条の2第2項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき第58条の2第2項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の解除権）

第69条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

（1）正当な理由なく、工期に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（2）その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

（3）第32条に規定する者を選任しなかったとき。

（4）前3号に掲げるときのほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（5）第71条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、請負契約を解除することができる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

第70条 知事は、工事が完成するまでの間は、前条の

は第70条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

## 2 略

### (知事の催告による解除権)

第70条 知事は、請負者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第26条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 正当な理由なく、第58条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、請負契約を解除することができる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

### (知事の催告によらない解除権)

第70条の2 知事は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第26条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第26条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 請負者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合

規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

## 2 略

又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、知事が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。

(10) 役員又は構成員が前号に該当するとき。

(11) 第71条又は第71条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(12) 前各号に定める場合のほか、請負契約を催告によらないで解除できる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

(知事の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第70条の3 第70条各号又は前条各号に定める場合が知事の責めに帰すべき事由によるものであるときは、知事は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(請負者の催告による解除権)

第71条 請負者は、知事が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の解除権)

第71条 請負者は、次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

(1) 第40条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の1（工期の3分の1が4月を超えるときは、4月）を超えたと

き。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 知事が請負契約に違反し、その違反によって請負契約の履行が不可能となったとき。

2 請負者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を知事に請求することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第71条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、請負者は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第69条の規定により請負契約が解除された場合

(2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 知事は、第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(請負者の催告によらない解除権)

第71条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第40条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の1（工期の3分の1が4月を超えるときは、4月）を超えたとき。



き。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、請負契約を催告によらないで解除できる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第71条の3 第71条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第71条の4 知事は、請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第70条、第70条の2又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第59条第3項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第69条、第71条又は第71条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、知事に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは

(解除に伴う措置)

第72条 知事は、請負契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条又は前条第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第58条の2第2項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は第71条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4 請負者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、知事に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査

過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を知事に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、知事に明け渡さなければならない。
- 7 略
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第70条、第70条の2又は次条第3項の規定によるときは知事が定め、第69条、第71条又は第71条の2の規定によるときは、請負者が知事の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

(知事の損害賠償請求等)

第71条の5 知事は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期限内に工事を完成させることができないとき。
- (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第70条又は第70条の2の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金の額の10分の

に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 請負者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を知事に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、請負契約が解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、知事に明け渡さなければならない。
- 7 略
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第69条又は前条第2項の規定によるときは知事が定め、第70条又は第71条の規定によるときは、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

1に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第70条又は第70条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、知事は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、第59条第3項に規定する率で計算して得た額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、第8条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、知事は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(請負者の損害賠償請求等)

第71条の6 請負者は、知事が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念上に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第71条又は第71条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に

従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第72条 知事は、引き渡された工事目的物に関し、第55条又は第56条の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、知事が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 知事が前2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、知事が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 知事は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、消滅時効が完成するまでの間において、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、請負者は消滅時効が完成するまでの間において、契約不適合に関して責任を負う。

6 知事は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7 請負契約の内容が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、同項に規定する住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵<sup>かし</sup>について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しな



鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第34号**

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）		別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）			
区分	基準	区分	基準		
略	略	略	略		
2 車線の 分離等	1～6 略 7 分離帯には、 <u>柵</u> その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けること。	2 車線の 分離等	1～6 略 7 分離帯には、 <u>さく</u> その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けること。		
3 副道	1 略 2 <u>副道（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4メートルを標準とすること。 3・4 略	3 副道	1 略 2 副道の幅員は、4メートルを標準とすること。 3・4 略		
4 路肩	1 略 2 路肩の幅員は、付加追越車線、登坂車線、 <u>変更車線若しくは自転車通行帯</u> を設ける箇所、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、次の表の路肩の幅員の欄に定める値まで縮小することができること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> 3 略 4 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で次に掲げる箇所の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、第2号の規定にかかわらず、1メートル以上とすること。 (1) 道路の片側だけに歩道又は自転車歩行者道を設ける場合における歩道等を設けない側（ <u>当該側に自転車通行帯を設ける場</u>	略	4 路肩	1 略 2 路肩の幅員は、付加追越車線、登坂車線 <u>若しくは変更車線</u> を設ける箇所、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、次の表の路肩の幅員の欄に定める値まで縮小することができること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> 3 略 4 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で次に掲げる箇所の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、第2号の規定にかかわらず、1メートル以上とすること。 (1) 道路の片側だけに歩道又は自転車歩行者道（ <u>以下「歩道等」という。</u> ）を設ける場合における歩道等を設けない側	略
略					
略					

	<p>合を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路は、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、<u>車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができること。</u></p> <p>9・10 略</p>		<p>(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路は、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、<u>車道に接続する路肩の幅員を縮小することができること。</u></p> <p>9・10 略</p>
5 停車帯	<p>1 略</p> <p>2 停車帯の幅員は、2.5メートルとすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</p>	5 停車帯	<p>1 略</p> <p>2 停車帯の幅員は、2.5メートルとすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</p>
6 自転車通行帯及び自転車道	<p>1 自動車、自転車又は歩行者の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側）に自転車通行帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>3 自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けること。</p> <p>4 自転車道の幅員は、2メートル</p>		

	<p>以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>5 自転車道に路上施設を設ける場合の当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。</p>		
7 歩道等	<p>1 略</p> <p>2 自転車歩行者道は、自動車の交通量が多い第3種及び第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）に設けること。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	6 歩道等	<p>1 略</p> <p>2 自転車歩行者道は、自動車の交通量が多い第3種及び第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）に設けること。</p> <p>3 <u>自転車道は、自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるものに設けること。</u></p> <p>4 <u>自転車道の幅員は、2メートル以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>5 <u>自転車道に路上施設を設ける場合の当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
8 略		7 略	
9 略		8 略	
10 略		9 略	
11 略		10 略	
12 略		11 略	
13 略		12 略	
14 防雪施設その他防護施設	<p>1 略</p> <p>2 前号に規定する施設を設ける場合を除き、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある場合に設けること。</p>	13 防雪施設その他防護施設	<p>1 略</p> <p>2 前号に規定する施設を設ける場合を除き、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある場合に設けること。</p>



	ある箇所には、 <u>柵</u> 、擁壁その他の 適当な防護施設を設けること。		ある箇所には、 <u>さく</u> 、擁壁その他 の適当な防護施設を設けること。
<u>15</u>	略	<u>14</u>	略
<u>16</u>	略	<u>15</u>	略
<u>17</u>	略	<u>16</u>	略

附 則

この規則は、鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第35号**

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分任出納員及び会計員)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の別表第2に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第3に定める経費（<u>第70条第5号</u>に掲げる経費を除く。）に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第3に定める区分によらなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第110条 知事、出納機関の長又は資金の前渡を受けた職員（以下「契約権者」という。）は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書</p>	<p>(分任出納員及び会計員)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前項の規定により分任出納員又は会計員を任免した所属の長又は出納機関の長は、遅滞なくその内容を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>第38条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の別表第2に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第3に定める経費（<u>第70条第6号</u>に掲げる経費を除く。）に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第3に定める区分によらなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 賃金</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第110条 知事、出納機関の長又は資金の前渡を受けた職員（以下「契約権者」という。）は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書</p>

を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、記載を要しない。

(1)～(9) 略

(10) 目的物が契約の内容に適合しないものである場合の担保責任

(11)～(13) 略

(賠償責任を有する職員の指定)

第176条 法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター	教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターの参事
教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課	教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課の課長補佐

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務

を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、記載を要しない。

(1)～(9) 略

(10) かし担保責任

(11)～(13) 略

(賠償責任を有する職員の指定)

第176条 法第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター	教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターの参事

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務

総務部税務課	履行期限を経過した債権の収納に関する事務
略	
総務部行財政改革局資産活用推進課	1～3 略 4 <u>株式に係る配当金の収納に関する事務</u>
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1・2 略 3 <u>自動車の賃借料の額が変更されたことに伴う返還金の収納に関する事務</u> 4 <u>県外の宿舎に係る敷金その他の返還金の収納に関する事務</u>
略	
地域づくり推進部県民参画協働課	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
地域づくり推進部文化政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務
略	
福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務
福祉保健部健康医療局健康政策課	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
略	
農林水産部水産振興局水産課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第243号から第255号まで、第264号、第265号の2及び第265号の3に規定する手数料の収納事務
県土整備部道路企画課	道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務
略	
教育委員会	1 ふるさと納税に係る寄附金の

略	
総務部行財政改革局資産活用推進課	1～3 略
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1・2 略
略	
地域づくり推進部県民参画協働課	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	
福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務
略	
農林水産部水産振興局水産課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第249号、第250号及び第255号に規定する手数料の収納事務
略	
教育委員会	ふるさと納税に係る寄附金の収納

<p>事務局教育 収納に関する事務 総務課 2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>様式第41号（第19条、第160条関係） 現金（証券）領収証書用紙管理簿 （当帳簿を管理する会計管理者 （出納員） 氏名 ）</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第42号の2（第22条、第160条関係） 現金（証券）引継簿兼出納簿 （当帳簿を管理する分任出納員 氏名 ）</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	<p>事務局教育 に関する事務 総務課</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>様式第41号（第19条、第160条関係） 現金（証券）領収証書用紙管理簿 （当帳簿を管理する会計管理者 （出納員） 氏名 ㊟）</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第42号の2（第22条、第160条関係） 現金（証券）引継簿兼出納簿 （当帳簿を管理する分任出納員 氏名 ㊟）</p> <p>略</p> <p>注 略</p>
--	---

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第38条の2関係）

支 出 負 担 行 為 の 整 理 区 分 表

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1 報酬及び給料	支出決定のとき。	当該給与期間分の額	支給調書
2 職員手当及び共済費	支出決定のとき。	支出しようとする額	支給調書 失業証明書 戸籍謄本又は戸籍抄本 死亡届書
3 災害補償費	支出決定のとき。	支出しようとする額	本人の請求書 病院等の請求書、受領書又は証明書 戸籍謄本又は戸籍抄本 死亡届書
4 恩給及び退職年金	支出決定のとき。	支出しようとする額	請求書 支給調書 戸籍謄本又は戸籍抄本 死亡届書
5 報償費	支出決定のとき。	支出しようとする額	支給調書
6 旅費	支出決定のとき。	支出しようとする額	請求書又は職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥

			取県人事委員会規則第25号) 第10条の表の右欄に定める事 項を記載した書類
7 交際費	支出決定のとき。	支出しようとする額	見積書、支出額調書
8 需用費	契約を締結するとき、 又は請求のあったと き。	契約金額又は請求の あった額	契約書 請書 見積書 仕様書 請求書
9 役務費	契約を締結するとき、 又は請求のあったと き。	契約金額又は請求の あった額	契約書 請書 見積書 仕様書 請求書
10 委託料	契約を締結するとき、 又は請求のあったと き。	契約金額又は請求の あった額	契約書 請書 見積書 請求書
11 使用料及び賃借料	契約を締結するとき、 又は請求のあったと き。	契約金額又は請求の あった額	契約書 請書 見積書 請求書
12 工事請負費	契約を締結するとき。	契約金額	契約書 請書 見積書 仕様書
13 原材料費、公有財産購 入費及び備品購入費	購入契約を締結する とき、又は請求のあった とき。	購入契約金額	契約書 請書 見積書
14 負担金、補助及び交付 金	交付決定をするとき、 又は契約を締結する とき。	交付決定金額又は契約 金額	交付決定書の写し 契約書 内訳書の写し 請求書（会計管理者が必要と 認める場合に限る。）
15 扶助費	支出決定のとき。	支出しようとする額	請求書
16 貸付金	貸付決定のとき。	貸付を要する額	契約書 確約書 申請書
17 補償、補填及び賠償金	支払期日及び支出決定 のとき。	支出しようとする額	判決書謄本 請求書
18 償還金、利子及び割引 料	支出決定のとき。	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し
19 投資及び出資金	出資又は払込み決定の とき。	出資又は払込みを要す る額	申請書
20 積立金	積立て決定のとき。	積立てしようとする額	



<p>検査の実施 (一) 特に重要なものの (二) (一)以外のもの</p> <p>略</p>	<p>検査の実施 (一) 特に重要なものの (二) (一)以外のもの</p> <p>略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>



鳥取県物品事務取扱規則及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第36号**

鳥取県物品事務取扱規則及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第1条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(購入)</p> <p>第6条 <u>知事又は出納機関の長は、物品を購入するときは、物品請求書及び契約・交付伺書により行わなければならない。ただし、これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取得の請求等)</p> <p>第6条 <u>物品の取得の請求は、物品請求書により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>物品の取得の決定は、契約・交付伺書により行わなければならない。</u></p>
<p>(寄附物品の受納)</p> <p>第9条 <u>寄附物品の受納は、知事が別に定める場合を除き、物品寄附申込書(様式第1号)及び寄附物品受納伺書により行わなければならない。</u></p>	<p>(寄附物品の受納)</p> <p>第9条 寄附物品の受納は、物品寄附申込書(様式第1号)及び寄附物品受納伺書により行わなければならない。</p>
<p>(出納の通知)</p> <p>第10条 知事又は出納機関の長は、<u>会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員に物品の出納の通知をしようとするときは、知事が別に定める場合を除き、この規則で定める請求書、調書、引継書等により行わなければならない。</u></p>	<p>(出納の通知)</p> <p>第10条 知事又は出納機関の長は、物品の出納の通知をしようとするときは、知事が別に定める場合を除き、この規則で定める請求書、調書、引継書等により行わなければならない。</p>
<p>(出納の登録)</p> <p>第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、<u>財務会計システム(財務を管理するための情報処理システムであって、会計管理局が所管するものいう。)上の物品を管理するためのデータベース(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</u></p>	<p>(出納の登録)</p> <p>第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、<u>物品を管理するための情報処理システムで会計管理局が所管するもの(以下「財務会計システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>報償品又は記念品</u></p> <p>(2) <u>消耗品で次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>購入後又は寄附受納後直ちに保管換えをし、</u></p>

<p>2 略</p>	<p>又は本庁各課等の長、警察本部の会計課長若しくは出納機関の長（以下「所属長」という。）<u>に払出しをするもの</u></p> <p>イ <u>保管換えによる受入れ後直ちに所属長に払出しをするもの</u></p> <p>(3) <u>金券類又は原材料で購入後直ちに所属長に払出しをするもの</u></p> <p>(4) <u>第3条第2項第1号イに掲げる物品</u></p> <p>(5) <u>第3条第2項第1号ウに掲げる物品</u></p> <p>(6) <u>その他知事が別に定める物品</u></p> <p>2 略</p>
<p>(使用中の物品の保管)</p> <p>第13条 <u>本庁各課等の長、警察本部の会計課長又は出納機関の長（以下「所属長」という。）</u>は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用中の物品の保管)</p> <p>第13条 所属長は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>所属長が定めた保管場所において専ら一の職員が使用する使用中の物品については、前項の規定にかかわらず、当該職員が保管を行わなければならない。</u></p>
<p>(物品の確認)</p> <p>第14条 会計管理者、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、<u>物品出納簿に登録した物品の保管の状況について毎年1回以上確認</u>しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により1年を超える貸付期間とした貸付物品については、貸付期間中に1回以上<u>確認</u>するものとする。</p>	<p>(物品の照合)</p> <p>第14条 会計管理者、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、<u>その保管に係る物品を毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載</u>しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により1年を超える貸付期間とした貸付物品については、貸付期間中に1回以上<u>照合</u>するものとする。</p> <p>2 <u>物品保管主任は、専ら一の職員が使用する物品を適時調査し、物品出納簿と照合しなければならない。</u></p>
<p>(貸付け及び返還の手続)</p> <p>第22条 物品の貸付けは、法令等の定めるところにより貸し付ける場合を除き、物品借受申込書（様式第2号）及び物品貸付伺書により行わなければならない。ただし、<u>これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</u></p> <p>2 物品の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p>	<p>(貸付け及び返還の手続)</p> <p>第22条 物品の貸付けは、法令等の定めるところにより貸し付ける場合を除き、物品借受申込書（様式第2号）及び物品貸付伺書により行わなければならない。ただし、<u>県の依頼に基づき貸付けを行う場合にあっては、物品借受申込書は要しない。</u></p> <p>2 物品の貸付け <u>(県の依頼に基づくものを除く。)</u>を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、<u>自動体外式除細動器を貸し付ける場</u></p>

<p>3 知事は、<u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、保証人を立てさせないことができる。</u></p> <p>(1) 市町村その他の公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人に物品を貸し付ける場合</p> <p>(2) 貸付期間が10日未満の場合</p> <p>(3) <u>保証人を立てることにより難い場合として知事が別に定める場合</u></p> <p>4 略</p> <p>(修繕又は改造の請求等)</p> <p>第28条 <u>知事又は出納機関の長は、物品の修繕又は改造をするときは、物品修繕（改造）請求書及び契約・交付伺書により行わなければならない。ただし、これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</u></p> <p>(借受け及び返還)</p> <p>第29条 借受物品の受納は、借受物品受入調書により、借受物品の返還は、借受物品返還調書により行わなければならない。ただし、<u>これにより難い場合として知事が別に定める場合、又は契約書を作成し、若しくは請書を徴する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(生産品の処分)</p> <p>第32条 <u>生産品の処分は、生産品処分伺書により行わなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>出納機関の長は、生産品を試験、研究等の目的以外に使用するときは、分類換えを行ったうえ、知事の承認を受けた場合を除き、引継ぎ見積価格による相当額を歳出金から歳入金に振替えをしなければならない。</u></p> <p>(交換)</p> <p>第34条</p>	<p><u>合は、この限りでない。</u></p> <p>3 知事は、<u>前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に物品を貸し付けるときは、保証人を立てさせないことができる。</u></p> <p>(1) 市町村その他の公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人</p> <p>(2) 貸付期間が10日未満の<u>貸付けを受けようとする者</u></p> <p>4 略</p> <p>(修繕又は改造の請求等)</p> <p>第28条 <u>物品の修繕又は改造の請求は、物品修繕（改造）請求書により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>物品の修繕又は改造の決定は、契約・交付伺書により行わなければならない。</u></p> <p>(借受け及び返還)</p> <p>第29条 借受物品の受納は、借受物品受入調書により、借受物品の返還は、借受物品返還調書により行わなければならない。ただし、<u>契約書を作成し、又は請書を徴する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(生産品の処分)</p> <p>第32条 <u>出納機関の長は、生産品を試験、研究等の目的以外に使用するときは、分類換えを行ったうえ、知事の承認を受けた場合を除き、引継ぎ見積価格による相当額を歳出金から歳入金に振替えをしなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>生産品の処分は、生産品処分伺書により行わなければならない。</u></p> <p>(交換)</p> <p>第34条 <u>物品は、自動車、医療機器その他の知事が定</u></p>
--	---

<p>物品の交換は、物品交換調書により行わなければならない。</p> <p>(譲与又は減額譲渡)</p> <p>第35条 略</p> <p>第37条 所属長は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、翌年度の5月10日までに会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>(他に定めのある占有動産)</p> <p>第51条 法令等の定めるところにより占有する動産の取扱いは、知事が別に定めるところによる。</p>	<p><u>めるものでなければ、交換することができない。</u></p> <p>2 物品の交換は、物品交換調書により行わなければならない。</p> <p>3 <u>出納機関の長は、物品を交換しようとするときは、物品交換承認申請書により知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(譲与又は減額譲渡)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 <u>出納機関の長は、物品を譲与しようとするときは物品譲与調書により、物品を減額譲渡しようとするときは物品減額譲渡調書により知事の承認を受けなければならない。ただし、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第37条 <u>出納機関の出納員は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、物品現在数報告書により、出納機関の長を経て翌年度の6月15日までに会計管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>(他に定めのある占有動産)</p> <p>第51条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の2又は第33条の3の規定による占有動産の取扱いは、知事が別に定めるところによる。</u></p>
---	--

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計管理局等事務決裁規則(昭和21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表第1(第3条関係)																					
1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限																					
所属名	事項		事務処理権限の区分						出納機関の長の名称	所属名	事項		事務処理権限の区分						出納機関の長の名称		
	種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者				種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者				
				会計管理者	課長	会計担当職員	会計管理者	課長						出納機関の長	会計管理者	課長	出納機関の長				
略	略								略	略											
会計指導課	五	鳥取県物品取扱規則	略	2	同規則第30条第1																

(昭和39年鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	項の規定による物品の不用の決定																		
	3 同規則第30条第2項の規定による不用品の売却又は廃棄	○																	
	4 同規則第32条第1	○																	
(昭和39年鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	項の規定による物品の不用の決定																		
	(一) 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上のもの																		
	(二) (一)以外のもの																		
(昭和39年鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	(一) 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上のもの																		
	(二) (一)以外のもの																		
	3 同規則第30条第2項の規定による不用品の売却又は廃棄	○																	
(昭和39年鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	(一) 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上のもの																		
	(二) (一)以外のもの																		
	4 同規則第32条第1	○																	



改正後										改正前																					
別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限										別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限																					
事項		事務処理権限の区分								事項		事務処理権限の区分																			
種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者					知事	内容	知事	専決権者			委任決裁権者														
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長				地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長													
略										略																					
七	補									七	補																				
助	金	2									助	金	2																		
及	び	会計に関する事務									(一) 略		(二) 本庁における									及	び	会計に関する事務		(一) 略		(二) 本庁における			
に	関	(1)～(4) 略									(5) 物品の購入		及び修繕等の請									に	関	(1)～(4) 略		(5) 物品の取得		及び修繕等の請			
す	る	イ～ハ 略									(6)～(12) 略		略									す	る	イ～ハ 略		(6)～(12) 略		略			
事	務	略									略		略									事	務	略		略		略			
略											略																				

鳥取県会計管理局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第37号**

鳥取県会計管理局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課の所掌事務)</p> <p>第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の2</u>に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。</p> <p>(12)～(16) 略</p> <p>統括審査課・工事検査課 略</p>	<p>(各課の所掌事務)</p> <p>第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2</u>に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。</p> <p>(12)～(16) 略</p> <p>統括審査課・工事検査課 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。